

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

2025年12月
株式会社中国銀行

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

（目論見書には、金融サービス提供法第4条に基づく重要事項の説明が含まれています。）

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

株式会社中国銀行（以下「当行」といいます。）は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務をおこないます。

当行がおこなう登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行がおこなう登録金融機関業務は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づくものです。当行において投資信託のお取引をおこなわれる場合は、以下によります。

- ・投資信託のお取引にあたっては、投資信託口座（兼振替決済口座）の開設が必要となります。
- ・購入のお申込みをいただいた時は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金をお預けいただいたうえで、お申込みをお受けいたします。
- ・お申込みにあたっては、ファンド名、購入・換金の別、数量あるいは金額等の注文に必要な事項を明示していただきます。
- ・お取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまに郵送または電子交付いたします。

当行とお客さまとの利益が相反するおそれ

- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。
- ・当行の営業職員に対する業績評価上、この商品販売が他の商品の販売より高く評価される場合があります。（お客さまの資産形成に資する観点で商品毎に評価を変えています。）

当行の概要

商号等	株式会社 中国銀行 登録金融機関 中国財務局長（登金）第2号
本店所在地	岡山県岡山市北区丸の内1丁目15番20号
資本金	151億円
主な事業	銀行業、登録金融機関業務
創立年月日	昭和5年12月21日
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会
認定投資者保護団体	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。
お問い合わせ先	お取引のある支店または、以下の先までご連絡ください。 中国銀行市場管理部 0120-225-666 ちゅうぎんテレフォンバンキングセンター 投資信託専用ダイヤル 0120-234-273
苦情処理措置 および 指定紛争解決措置	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 証券・金融商品あっせん相談センター 0120-64-5005 一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772

HSBC ブラジルオープン 購入時手数料・購入単位について

(1) 購入手数料

【分配金再投資コース】

購入代金に応じて、以下に定める手数料率を適用します。

購入手数料は、購入価額に購入口数と手数料率を乗じた金額となります。

購入単位	購入代金	手数料率 (税込み)
1万円以上 1円単位	1,000万円未満	3.3%
	1,000万円以上1億円未満	2.2%
	1億円以上	1.1%

定期定額購入による注文、ちゅうぎんアプリによる購入注文の場合、購入単位は1千円以上1円単位となります。

購入代金は、購入手数料および購入手数料にかかる消費税相当額を含みます。

金額指定の場合

手数料内枠購入

手数料の金額 = {お客様の支払い金額 ÷ (1 + 手数料率)} × 手数料率

(例) 手数料率 3.3% (税込み) の投資信託を 1,000,000 円購入の場合

{1,000,000 円 ÷ (1 + 0.033)} × 0.033 = 31,945 円 **手数料 : 31,945 円**

手数料外枠購入

手数料の金額 = 約定金額 × 手数料率

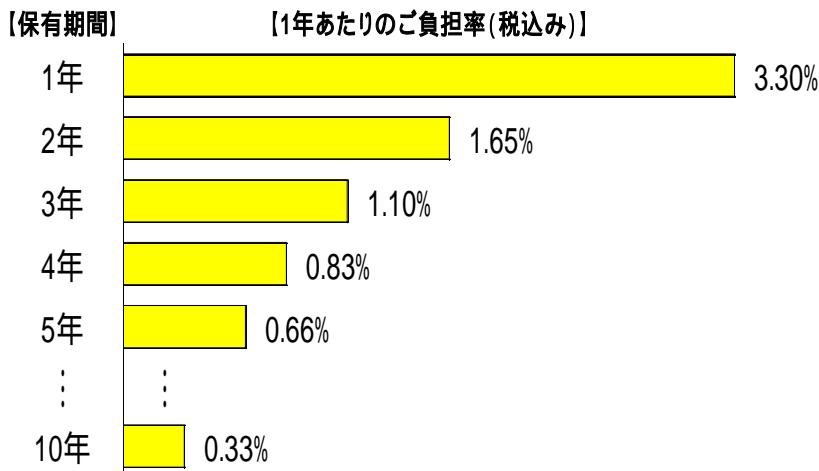
(例) 手数料率 3.3% (税込み) の投資信託で約定金額 1,000,000 円の場合

1,000,000 円 × 0.033 = 33,000 円 **手数料 : 33,000 円**

(2) インターネット・モバイルバンキング、ちゅうぎんアプリによるお申込の場合 (申込金額は 5,000 万円以内) 上記手数料率から 20% 割引させていただきます (定期定額による購入は対象外)

投資信託の購入手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期におよぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入手数料率が 3.3% (税込み) の場合



投資信託によっては、購入手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期におよぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。左記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、目論見書等でご確認ください。投資信託をご購入いただく場合、上記の購入手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額をご負担いただく場合があります。